

第2号様式(1)-①

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和7年8月22日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 入札に付する事項

| | | | |
|-----|--|---|--|
| (1) | 業 務 名 | 新港ふ頭1号上屋他2棟解体設計業務委託 | |
| (2) | 履 行 場 所 | 新港ふ頭地区 | |
| (3) | 業 務 内 容 | 新港ふ頭1号・2号・3号の解体設計及び1号上屋のアスベスト調査 | |
| (4) | 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで | |
| (5) | 設 計 金 額 | 6,695,700円 (税込) | |
| (6) | 資 格 審 査 方 法 | 事後審査型 ※本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。 | |
| (7) | 最 低 制 限 価 格 | 本入札案件は、最低制限価格が設定されているため、最低制限価格未満の入札者は落札者となることができない。 ※「那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」 (https://nahaport.jp/business/contract/) | |
| (8) | 適 用 す る 技 術 者 単 価 | 令和7年3月設計業務委託等技術者単価 | ※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 |
| (9) | その他適用のある法令、制度等 (※本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。) | 議会議決 | 本業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の同意の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、議会の同意の議決を経て通知したときに本契約となる。 |
| | | 準備手続き(予算成立前) | 本手続きは、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、議会において当初(補正)予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | 準備手続き(交付決定前) | 本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | 準備手続き(繰越承認前) | 本手続きは、議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、議会において本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌償)手続きの関係上、入札を延期する場合がある。 |
| | | 債務負担行為業務 | 本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。 |

2 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

| | | | |
|-----|---------------------------|-------------|---|
| (1) | 業 種 区 分 | 建築関係コンサルタント | 那覇港管理組合の測量・建設コンサルタント等業登録業者名簿において、左記の登録を有するもの。 |
| (2) | 測量・建設コンサルタント等入札参加資格名簿登録年度 | 令和6・7年度 | |
| (3) | 登 録 業 種 | 建築一般 | |

| | | | | | | | |
|------|---|--|---------------------------|--|--|------|----------|
| (4) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 | | | | | | |
| (5) | 入札日から当該委託の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。 | | | | | | |
| (6) | 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。 | | | | | | |
| (7) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 | | | | | | |
| (8) | <p>入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> | | | | | | |
| (9) | 地域要件 | 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、宜野湾市、西原町内に本店があること。 | | | | | |
| (10) | 業務実績 | <table border="1"> <tr> <td>対象期間</td> <td>自 平成27年4月1日 至 令和7年9月5日</td> <td rowspan="2">左記の期間内に下記の対象業務を請負い、完成・引渡し完了した業務実績を有すること。</td> </tr> <tr> <td>対象委託</td> <td>(建築)建築一般</td> </tr> </table> | 対象期間 | 自 平成27年4月1日 至 令和7年9月5日 | 左記の期間内に下記の対象業務を請負い、完成・引渡し完了した業務実績を有すること。 | 対象委託 | (建築)建築一般 |
| | | 対象期間 | 自 平成27年4月1日 至 令和7年9月5日 | 左記の期間内に下記の対象業務を請負い、完成・引渡し完了した業務実績を有すること。 | | | |
| 対象委託 | (建築)建築一般 | | | | | | |
| | 備考 | <p>平成27年4月1日から資格確認申請書の提出期限日までに、下記に掲げる要件を満たす業務履行実績を有すること。 ア 次に該当する業務であること。 ・実施設計(改築、改修又は解体) イ 発注者：国、県、他の地方公共団体(※1)、その他の公共団体(※2)又は独立行政法人等(※3)。 ※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体(例：那覇港管理組合)をいう。 ※2 その他の公共団体は、公共組合(健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等)、営造物法人(公庫、公団、事業団)、地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公団)をいう。 ※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。 (設計共同体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。)</p> | | | | | |

| | | | |
|------|-----------------------------|--------|--|
| (11) | 配置 予 定 技 術 者 | 備 考 | <p>次に掲げる要件を満たす管理技術者又は担当技術者を当該業務に配置することができること。また、各技術者はそれぞれ1名とする。</p> <p>【管理技術者】 ア 管理技術者にあつては、上記の業務実績のある者を本業務に配置できること。 イ 次の資格を有すること。 管理技術者：建築士法（昭和25年法律第 202号）に規定する一級建築士又は二級建築士</p> <p>【主任担当技術者】 主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）を配置する場合は、実施設計（改築、改修又は解体）を適切に実施できる者とし、事前に調査職員と調整を行うこと。 主任担当技術者を配置する場合は管理技術者と兼任できない。</p> |
| (12) | 取 扱 け 案 件 | | <p>以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 ・該当無し</p> |

3 設計図書等の配布、質問及び回答

| | | |
|----------|--|---|
| 設計図書等の配布 | 期 間 | 自 令和7年8月22日（金） ～ 至 令和7年9月5日（金） |
| | 配 布 方 法 | 那覇港管理組合ホームページにて配布する。（ https://nahaport.jp/ ） |
| | 配 布 場 所 ・ 問 い 合 せ 先 | 那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585 |
| 質問・回答期間等 | (1)入札・契約手続に関する事 | 那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585 FAX 098-868-2629 |
| | (2)上記(1)以外に関する事 | 那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課 電話 098-868-0336 |
| | 提 出 期 間 | 自 令和7年8月22日（金） ～ 至 令和7年9月2日（火） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。 |
| | 提 出 場 所 | 上記(1)に同じ。 |
| | 提 出 方 法 | 電送（FAX又はメール(soumu_nyusatsu@nahaport.jp)）又は持参 |
| | 回 答 方 法 | 那覇港管理組合ホームページ（ https://nahaport.jp/ ）及び上記(1)において、以下の期間、閲覧に供する。 |
| | 回 答 期 間 | 回答日から 令和7年9月8日（月） まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。 |

4 資格確認申請書等の提出

| | | |
|---------|---|---|
| 資格確認申請書 | 本競争の参加希望者は、次の書類を期限内に提出すること。 なお、期限までに提出がない場合、本競争に参加することができない。 | |
| | 提 出 書 類 | ①一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式） ②返信用封筒（入札結果通知用（110円切手貼付）） |
| | 提 出 期 間 | 自 令和7年8月22日（金） ～ 至 令和7年9月5日（金） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。 |
| | 提 出 場 所 | 那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585 |
| | 提 出 方 法 | 持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留） |
| | 提 出 部 数 | 1部 |

5 入札手続き等

| | | |
|--------|---|--|
| 入札期日等 | 入札方法 | 本業務は、紙入札により実施する。 入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように（「配達日指定郵便」）、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。持参や普通郵便等で提出された場合、無効とする。 |
| | 提出書類 | ①入札書 ②業務費内訳書 |
| | 配達指定日（入札日） | 令和7年9月8日（月） |
| | 宛先 | 〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2585 |
| | 入札書に記載する金額 | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| | 入札に関する注意事項 | ア 入札書のくじの数字（任意の数字3桁）は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。 イ 配達指定日以外の日に届いた入札書及び業務内訳書は、受理しない。 ウ 入札書の日付は、開札日を記入すること。 |
| | 業務費内訳書の提出 | ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 イ 業務費内訳書には、作成年月日、項目、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すること。 ウ 業務費内訳書には、代表者印を押印すること。 エ 管理者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。 |
| 入札の無効 | 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 | |
| 入札の辞退等 | 資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を提出すること。 また、落札決定までの間に他の業務を落札したことにより配置予定技術者を本業務に配置することができなくなったときは、直ちに報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 | |
| その他 | ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。 イ 代理人が入札する場合は、入札を行う際に委任状及び自己の印鑑を持参すること。 ウ 委任状には、業務名を記入すること。 エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。 オ 再度入札は、1回のみとする。 | |

6 開札

| | |
|------|--|
| 開札日時 | 令和7年9月9日（火） 10:00 ※入札書の日付 |
| 開札場所 | 那覇港管理組合 2階大会議室 ※入札者は、開札に立ち会うことができる（再入札に参加する場合は、開札時点から立ち会うこと）。 |

7 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

| | |
|---|---|
| <p>落札候補者の選定及び事後審査の実施</p> | <p>開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行う。落札候補者は、期限までに資格確認申請書等を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。 なお、落札候補者は上位から順に3者（上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りではない。）を決定し資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の競争参加資格の審査は行わないものとする。</p> |
| | <p>通 知 日 令和7年9月9日（火） 17:00 まで(予定)に対象業者あて通知する。</p> |
| | <p>提 出 期 限 令和7年9月11日（木） 15:00 まで</p> |
| | <p>提 出 書 類 ① 配置予定技術者の資格等（様式1） ② 業務実績（様式2） ③ 資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類</p> |
| | <p>提 出 部 数 1部</p> |
| | <p>提 出 方 法 原則、持参</p> |
| | <p>提 出 先 〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2585</p> |
| <p>競争参加資格の確認</p> | <p>競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面により通知する。 令和7年9月16日（火）(予定) なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。</p> |
| <p>落札者の決定方法</p> | <p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</p> |
| <p>競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合</p> | <p>競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。 管理者は説明を求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。</p> <p>提 出 期 限 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。</p> <p>提 出 先 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班</p> <p>提 出 方 法 書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。</p> |
| <p>本入札に係る資料の取扱い</p> | <p>ア 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。 エ 提出期限内に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。 オ 提出期限を過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。 カ 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 キ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> |

8 入札保証金及び契約保証金

| | | | |
|-----------|---|--|---|
| 入 札 保 証 金 | <p>入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 国（独立行政法人含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限の到来した二以上の契約を全て誠実に履行した者。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p> <p>※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。</p> <p>※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出すること。</p> | | |
| | 提 出 期 限 | 令和7年9月5日（金） 17:00 まで | |
| | 提 出 先 | 〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2585 | |
| | 入 札 保 証 金 (現金納付) | 提 出 方 法 | ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること ※要事前連絡 イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書（写）を上記期限までに提出すること。 |
| | 入札保証保険証券・入札保証書・地方公共団体等契約状況確認資料 | 提 出 方 法 | 持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること） |
| | 有 価 証 券 等 | 保 險 期 間 保 証 期 間 | 開札日から2か月とする。 |
| 契 約 保 証 金 | 免除（那覇港管理組合契約規則第4条第1項第9号による） | | |

9 その他の事項

| | | |
|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 配 置 予 定 技 術 者 認 確 の | <p>落札決定後、テクリス等により配置予定技術者の実績に関する違反の事実等が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、資格確認申請書等の差替えは認められない。</p> <p>病気等の特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p> | |
| 支 払 条 件 | 前 金 払 | 契約金額の30%以内 |
| | 部 分 払 | 適用あり ※那覇港管理組合契約規則第41条の規定回数の範囲内 |
| 契 約 締 結 時 期 | 本業務に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。 | |
| 請 負 代 金 等 の 変 更 | 本業務の契約締結後、本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行う。 | |
| 入 札 参 加 者 等 の 遵 守 事 項 | 入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建築設計業務委託契約書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。 | |